

虐待とその対応について

有限会社 Do Wind
介護職員向けスキルアップ研修
令和元年12月19日

1

虐待と身体拘束について

※心身の安定を常に図り現場に入るのは介護職の人自身の義務ですが、それを促進させるのは職場の責任です。

【施設の例】

- 成年後見人による財産等の横領
- 虐待の職員ら10人に、性的虐待も 千葉・袖ヶ浦の障害者福祉施設
- 香川県の老人ホーム「和楽の郷」で柵に閉じ込める等の虐待が発覚 ※柵はペット用
- 施設でたび重なる 障害者への虐待の例

職員談：平手で頭など叩く。50回ほど。食事が遅い。食事を促すため叩く。注意のつもりでやった。ほかの利用者が待っていたので、早く終わらせたかった。最初の1回目で効き目があったので、その後も続けた。

※十分に検討せずに行う安易な身体拘束も虐待です！

2







